

＜職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項（情報提供）」における手数料返還規程に関する情報開示＞

PEOPLE HORIZON株式会社における、有料職業紹介の人材紹介手数料の返還規程は以下の通り 6 ヶ月以内は全額返還を定めております。

採用決定者が、入社後 6 か月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職し、または解雇された場合、PEOPLE HORIZON株式会社は紹介手数料の全額をクライアント企業様に返還いたします。

PEOPLE HORIZON社における人材の紹介は、大量募集大量マッチングではなく、リファラルが基本方式です。

すなわち、ご紹介する人材のこれまでの就業ぶり活躍ぶりを弊社が知っていて、自信を持って太鼓判を押せる人材のみをご紹介する仕組みです。
したがって、半年以内の場合全額ご返金いたします。

但し、クライアント企業様のご都合により解雇されまたは退職した場合、並びに第 5 条に規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではありません。